

# 沿道掘削協議申請の留意点

## ★ 協議の必要な場合

都道沿道区域内を掘削する場合

【沿道区域】

- 総幅員 20 m 以上の道路 → 道路境界より 5 m
- 総幅員 6 m 以上 20 m 未満の道路 → 道路境界より 3 m
- 総幅員 6 m 未満の道路 → 道路境界より総幅員の 1 / 2

※道路の屈曲部・並木傍・擁壁傍などは、別基準となります（占用担当に確認して下さい）

※（道路境界線から）45° の影響斜線を参考とします。

## ★ 協議書記載要領・添付書類・提出部数

別添「沿道掘削施行協議書作成要領」参照

（掘削工事仕様書・山留計画図・引照点図の作成例は裏面参照）

※沿道掘削協議には回答まで約 10 日～2 週間かかります。

### 提出先

東京都第三建設事務所管理課 占用担当

東京都中野区中野 4-8-1（JR 中野駅下車徒歩 5 分 中野区役所内 2 F）

電話 03（3387）5104（直通） 内線 225～228

※東京都第三建設事務所の管轄区域外の沿道掘削については、各道路管理者にお問い合わせ下さい。

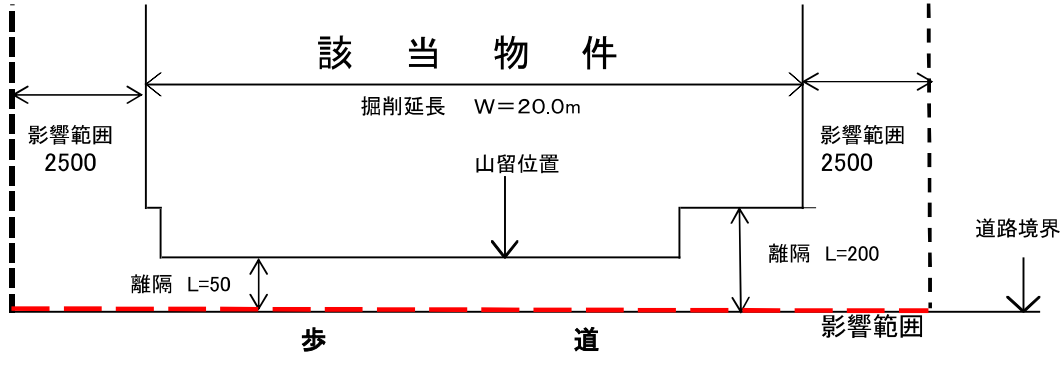
【都第三建設事務所管轄区域】

新宿・中野・杉並区の全都道（一部豊島・世田谷・練馬・文京区の都道含む）

# ★山留計画図 (作成例)

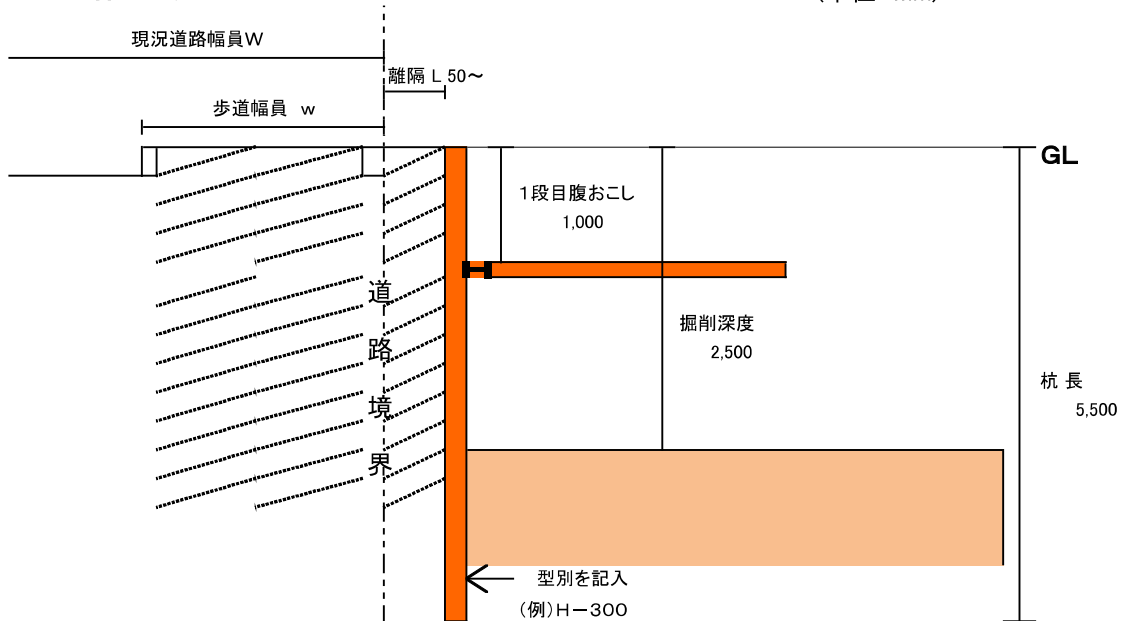
- 沿道掘削延長 - 20m
- 掘削深度 - 2.5m

## <平面図(配置図等を兼用する)>



## <掘削断面図>

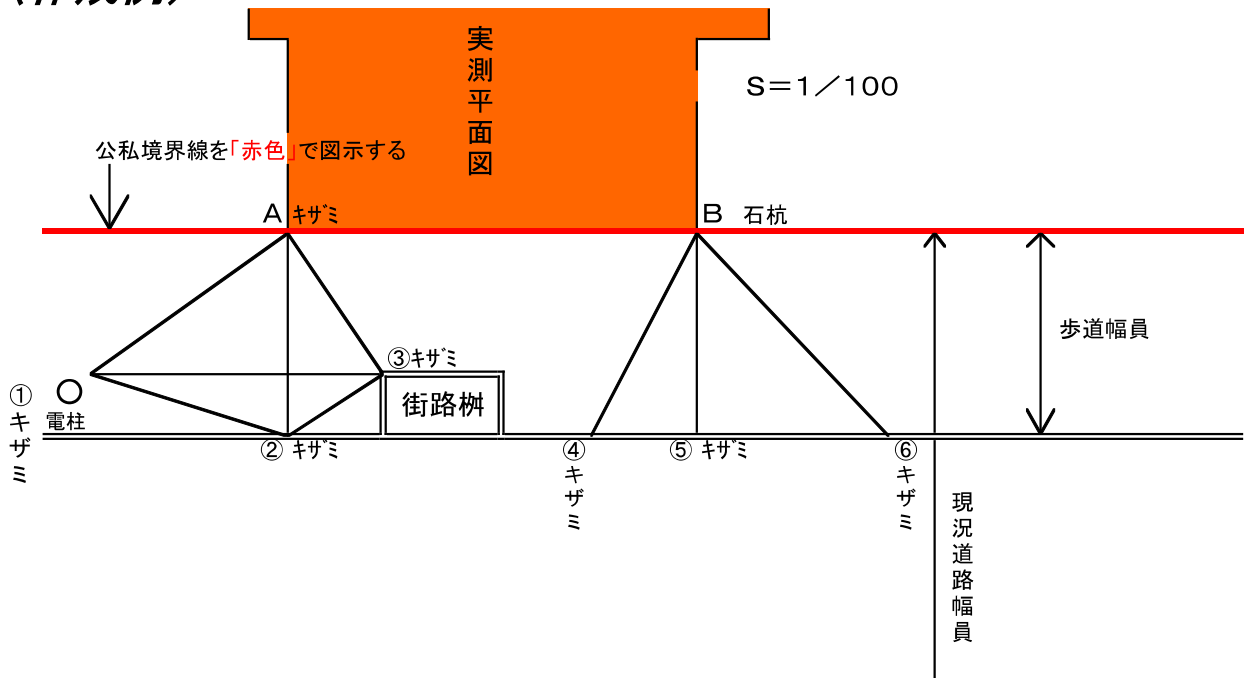
(単位 mm)



## ※留意点 (山留計画)

- 土留板は、最小厚**3cm**とする。
- 腹おこしの垂直間隔は**3m**程度とする。
- H鋼(外づら)と道路境界との離隔は**最低5cm**あけること。
- H鋼のたわみは、地表面**3cm未満**、底盤**1cm未満**の変位内とすること。
- 土留杭は、出来る限り**残置しない**こと。
- 「**建設工事公衆災害防止対策要綱**」を遵守すること。
- 計算書・結果については、係員が迅速に判断出来るように、表現を工夫すること。(基準値、記号の説明等)
- 道路と並行する側だけでなく、道路と直交する側にも(道路境界線から) **45°** 範囲まで、山留を計画すること。(掘削延長のみの山留は不可)
- 基礎撤去工事時、道路区域内に構造物が存在する場合は、別途協議すること。

# ★引照点図 (作成例)



## ※留意点（引照点図）

引照点は、各境界点について最低3点とること。

- 各境界点(A・B点)、各引照点(①～③・④～⑥)間及び境界点と引照点間の距離(小数第3位まで4位切り捨て)を明記し、各点及び各距離が分かる明確な写真を添付すること。
- 引照点は、掘削影響範囲外にとること(下記図参照)。
- 引照点は、舗装部・マンホールの蓋・切り下げ部等、任意に動く可能性のあるものには設定しないこと。
- 境界の固定されていない場所等においては、現況を復元できるよう必要な措置を考慮し、係員の承諾を受けること。
- 上記を判断する上で、「切り下げ(工事用含)」も図面表示すること。
- 都道の境界標に影響を与える場合は、あらかじめ、当課道路台帳担当へ協議し、「境界標近接施工・一時撤去・設置の届出書」(工事前・工事後)を別途提出すること。

### <参考>



# ★ 掘削工事仕様書

(作成例)

## 掘削工事仕様書

- |   |       |   |
|---|-------|---|
| 1 | 山留工法  | 親杭・横矢板工法<br>オーガー併用杭打機を用いて穿孔し、親杭H鋼を立込む。                  |
| 2 | 使用鋼材  | 親杭 H鋼300<br>H・300×300×10×15 @1000 L=8.0m                |
| 3 | 矢板    | 厚さ30mm (種類 あかまつ、べいまつ 等)                                 |
| 4 | 掘削深さ  | 3.35~3.85m  |
| 5 | 根入長さ  | 4.15~4.65m  |
| 6 | 使用重機  | 山留杭打機 ( )<br>バックホー ( )                                  |
| 7 | 親杭の処理 | 道路境界側H鋼8本については引き抜き、その他は残置する。                            |
| 8 | 埋め戻し  | 地下部コンクリート打設後、型枠を撤去して親杭H鋼との間を良質な山砂を使用し埋め戻し、充分突き固めて水締めする。 |
| 9 | 排水方法  | 工事の雨水排水計画を行うと共に、雨水処理 (溜め柵及びポンプアップ) を実施する。               |

注) ビル工事湧水を公共下水道に排出するときは、東京都下水道局へ公共下水道使用の届出が必要です。